

大津市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること及び民間企業等から広告を掲載した物品等の寄附を受けることにより、本市の新たな財源を確保し、及び財政の負担を軽減し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。
 - ア 市が発行する広報紙及び市が使用する封筒その他印刷物
 - イ 市のホームページ等インターネット上に掲載されるもの
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産等で市長が個別に認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告付寄附 民間企業等の広告を掲載した広告媒体の寄附をいう。
- (4) 広告掲載等 広告掲載及び広告付寄附を受納することをいう。
- (5) 部局長等 大津市事務分掌条例(昭和48年条例第1号)第1条に規定する部の長、教育次長及び出納室長をいう。

(広告掲載等の基準)

第3条 広告の内容及び表現(以下「広告の内容等」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動に関わるもの
 - (4) 反社会的又は政治的な主張等を含んだもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 個人又は団体による意見の表明、個人の宣伝に当たるもの
 - (6) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
 - (7) その他不適当と市長が判断したもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、広告掲載等の対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
 - (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
 - (3) たばこに関する業種
 - (4) ギャンブル(宝くじを除く。)に関する業種

- (5) 投機的商品に関する業種
 - (6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
 - (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
 - (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
 - (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
 - (11) 掲載しようとする広告の内容に関わる各種法令並びに条例及び規則に違反している事業者
 - (12) 本市の市税を滞納している事業者
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。
（広告媒体の種類）
- 第4条 広告掲載し、又は広告付寄附を受ける広告媒体の種類は、部局長等が別に定める。
（広告の掲載位置等）
- 第5条 広告の掲載位置及び規格並びに掲載期間は、当該広告媒体ごとに部局長等が別に定める。
（広告掲載料）
- 第6条 広告掲載料は、広告媒体の種類、数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに市場相場を勘案して当該広告媒体ごとに、部局長等が別に定める。
- 2 広告掲載料は、広告掲載に当たり、大津市行政財産使用料条例（昭和46年条例第1号）の規定により行政財産の目的外使用許可に係る使用料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。
- 3 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。
（広告掲載等の募集）
- 第7条 部局長等は、前2条に掲げる内容を広報紙又はホームページに掲載して広告掲載又は広告付寄附（以下「広告掲載等」という。）の募集を行うものとする。
- 2 広告掲載等を希望する者は、募集期間内に大津市広告掲載等申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び掲載しようとする広告の案を添えて部局長等に申し込むものとする。ただし、広告媒体ごとに、別に広告掲載等申込書及び誓約書を定めたときは、当該様式によるものとする。
- 3 部局長等は、前項の申込みの審査にあたって必要と認めるときは、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 会社の概要がわかるもの（会社案内等）
 - (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し等）
 - (3) 直近の天津市税の納税証明書
 - (4) 所定の様式による暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書及び役員名簿
 - (5) その他部局長等が必要と認める書類
- 4 申込者が、他の事業者名等を併せて掲載しようとする場合にあっては、当該他の事業者についても第3条の規定を適用する。この場合において、部局長等は、当該他の事業者に係る前項に掲げる書類を申込者に求めることができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告掲載等を募集する場合は、広報紙又はホームページへの掲載を要しない。
- (1) 本市が広告主を指定して広告掲載等を依頼する場合
 - (2) 広告代理業を営むものをして募集させる場合
- 6 広告掲載等の申込みのあった件数とその募集した数に満たないときは、部局長等はその余剰分について広告主を別に指定した上依頼することができる。
- 7 期間を設けて広告掲載等の募集を行った場合において、その募集した数を超える申込みがあったときは、次に掲げる順位に従って広告主を決定するものとする。この場合において、同順位の申込者が多数のときは抽選により決定するものとする。
- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの
 - (2) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業者等
 - (3) 前号に掲げる以外の企業及び事業者等
 - (4) その他市長が適当と認めるもの
- （広告掲載等の決定）

第8条 部局長等は、前条第2項の規定により申込みがあったときは、第3条に規定する広告掲載等の基準に基づき審査し、広告掲載等の可否を決定する。

2 部局長等は、前項の規定により広告掲載等の可否を決定したときは、天津市広告掲載等可否決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知しなければならない。ただし、部局長等が別に広告掲載等可否決定通知書を定めたときは、当該様式によるものとする。

3 部局長等は、特に必要があると認めるときは、第13条に規定する広告掲載審査委員会の意見を聴くことができる。

（広告掲載内容の承諾）

第9条 広告主は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、部局長等の指定する期日までに、様式第4号又は部局長等が別に定める様式による承諾書を部局長等に提出するものとする。ただし、部局長等が承諾書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第10条 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、一切の

責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（平成23年法律第61号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当する場合は、大津市屋外広告物条例（平成20年大津市条例第53号）その他関係法令等の規定を遵守しなければならない。
- 4 広告主の責めに帰すべき理由により広告の掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、市は当該広告主に対して損害賠償の請求をすることができる。
- 5 広告主は、部局長等が指定する期日までに、別に定める広告掲載料を納入しなければならない。
- 6 広告掲載等に係る広告の作成並びに施設への運搬、取付け及び撤去に係る費用は、広告主が負担するものとする。
- 7 広告主は、第8条第1項の規定による決定を受けた広告の掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載等の取消し）

第11条 部局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに第8条第1項の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに承諾書の提出、広告媒体への広告の取付け、広告掲載料の納付、広告原稿の提出又は広告付寄附の寄贈がないとき。
- (2) 市の行政運営において支障があると認めるとき。
- (3) 広告内容の変更等の指示に従わないとき。
- (4) 虚偽の広告掲載等の申込みをしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 部局長等は、前項の規定により第8条第1項の決定を取り消したときは、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

（広告物の撤去等）

第12条 部局長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除、撤去、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

- (1) 前条の規定により第8条第1項の決定を取り消された広告主が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 広告主が広告掲載期間を過ぎた後も広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により広告に係る事業を廃業したとき。

2 前項の広告物の撤去等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第3号に該当するときは、この限りでない。

（審査機関）

第13条 第8条第1項の決定が困難であると市長が認める広告掲載等の可否を審査する

ため、大津市広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は、総務部長の職にある者を、委員は政策調整部政策監、総務部政策監、市民部政策監、産業観光部政策監及び未来まちづくり部政策監の職にある者をもって充てる。
- 3 市のホームページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に政策調整部情報システム課長の職にある者を加えることができるものとする。
- 4 屋外広告物に関する審査の場合は、第2項に定める委員に未来まちづくり部まちづくり計画課長の職にある者を加えることができるものとする。
- 5 委員長は、前3項に定める委員のほか、必要に応じて広告媒体に関連する所属の長を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
(会議)

第14条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告掲載し、又は広告付寄附を受ける広告媒体を所管する所属の長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大津市広告掲載要綱の規定は、平成23年11月1日以後に募集を行った広告掲載等について適用し、同日前に募集を行った広告掲載等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大津市広告掲載等申込書

年 月 日

（宛先）

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____

連絡先 _____

大津市広告掲載要綱第7条第2項に基づき、下記のとおり広告掲載（広告付寄附）を申し込みます。

記

- 1 広告媒体

- 2 広告の内容（掲載位置及び規格等）

- 3 添付書類
 - (1) 誓約書
 - (2) 広告デザイン案

※申込みに係る一切の経費については、申込者の負担とします。

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

住所又は所在地 _____
商号又は名称 _____ 印
代表者氏名 _____
連絡先 _____

私は、大津市広告掲載要綱第7条第2項に基づく広告掲載（広告付寄附）の申込みに当たり、次の事項について誓約します。

記

1 広告媒体

2 誓約事項

- (1) 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- (2) 大津市広告掲載要綱を遵守します。
- (3) 広告の内容等については、市の指示に従います。
- (4) 大津市税の滞納はありません。
- (5) 大津市広告掲載要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、広告の掲載を取り消されても異議はありません。
- (6) 掲載された広告に関する一切の責任を負います。

大 第 号
年 月 日

（宛先）



大津市広告掲載等可否決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告掲載（広告付寄附）については、下記のとおり決定しましたので、大津市広告掲載要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 掲載（受納）します
 掲載（受納）できません
（理由 ）
- 2 広告媒体
- 3 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 広告の内容（掲載位置及び規格等）
別紙のとおり
- 5 広告掲載料 円
- 6 納付期限 年 月 日
- 7 広告掲載原稿提出期限 年 月 日
- 8 その他注意事項等

様式第4号（第9条関係）

承 諾 書

大津市広告掲載要綱第9条の規定及び 年 月 日付け大 第 号
の広告掲載の通知に基づき、次のとおり承諾します。

年 月 日

(宛先)

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____

記

広告掲載媒体名	
広告掲載位置	
広告掲載料	円
広告料納入期限	年 月 日
広告原稿納入期限	年 月 日
広告原稿の規格等	
備 考	